

## 意見申出書（骨子案）についての意見

意見申出書（骨子案）	意見申出書（骨子案）についての意見
<p>(5 ページ目)</p> <p>[附帯意見]</p> <p>① 報酬等のあり方を決める抜本的な考え方について これまでの附帯意見でも述べてきましたが、市の財政状況や人口規模、市民感情も含めて総合的に判断できるような、これまでの考え方を抜本的に改めるようなルールづくりについて、<u>引き続き</u>引き続き検討を進めなければならないと考えます。</p> <p>② 特別職及び議員の報酬額のあるべき水準について 県下及び特例市における特別職及び議員の報酬額の順位は、人口規模から見ると整合性が取れているように見受けられることもできますが、やはり、市民が納得できる本市の水準は、「特例市の中位」とであると考えます。「中核市」に移行するという新たな要素を踏まえると、今後の市の動向を注視しつつ、あるべき水準を検討すべきであると考えます。</p> <p>③ 本市の財政状況について 本年度の本市の財政状況については、昨年度に比べ大きな変化がありませんでしたが、第2子以降の保育料無料化、中学校給食の開始など、多額の一般単独費を要する事業が開始されることから、今後の財政状況を注視していく必要があると考えます。</p> <p>④ 一般職の給与水準について 特別職及び議員の報酬額の参考となる一般職の給料水準について、昨年度から一定の改善が図られていますが、依然として国家公務員を上回っていることから、今後も引き続き、「ラスパイレス指数」を<u>100以下にする</u>取り組みを、今後も<u>鋭意</u>進めるべきであると考えます。</p>	<p>(5 ページ目)</p> <p>[附帯意見]</p> <p>① 報酬等のあり方を決める抜本的な考え方について これまでの附帯意見でも述べてきましたが、市の財政状況や人口規模、市民感情も含めて総合的に判断できるような、これまでの考え方を抜本的に改めるようなルールづくりについて、<u>早期の課題</u>として、引き続き検討を進めなければならないと考えます。</p> <p>② (ご意見はございませんでした。)</p> <p>③ (ご意見はございませんでした。)</p> <p>④ 一般職の給与水準について (A委員) 特別職及び議員の報酬額の参考となる一般職の給料水準について、昨年度から一定の改善が図られていますが、依然として国家公務員を上回っていることから、今後も引き続き、「ラスパイレス指数」を<u>100に近づける</u>取り組みを、今後も鋭意進めるべきであると考えます。 (B委員) 特別職及び議員の報酬額の参考となる一般職の給料水準について、昨年度から一定の改善が図られていますが、依然として国家公務員を上回っていることから、今後も引き続き、「ラスパイレス指数」を<u>100以下にする</u>取り組みを、今後も<u>加速して</u>(または、より一層)進めるべきであると考えます。</p>

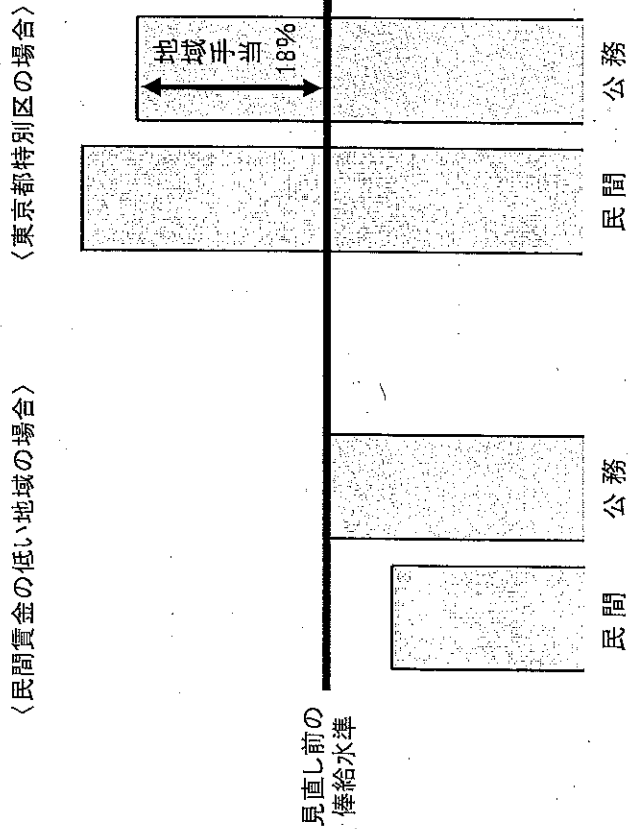
## 2-② 地域間の給与配分の見直し

地域ごとの民間賃金の水準をよりの確に公務員給与に反映させるため、次のような措置を講じます。

- ① 全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、平均で2%引き下げます。
- ② 俸給表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合の見直しを行います。(3%~最高20%)
- ③ 地域手当の支給地域について、更新されたデータに基づき支給地域の見直しを行います。

※ 全国各地に官署が所在し同一水準の行政サービスの提供が求められること、転勤等を含む人事管理上の事情等を踏まえると、地域手当による地域間給与の調整には一定の限界

### 現 行



### 見直し後

